

申し込み後、キャンセル等の場合は 約款に基いた対応となります。

千葉マルチローター教習所約款

(契約の成立)

第1条 受講申込者（以下「受講者」という）は、申込書の内容および以下の条項を承諾のうえ、千葉マルチローター教習所が運営し、無人航空機（以下「ドローン」という）の操縦を 教授する千葉マルチローター教習所（以下「当教習所」という）に対し受講の申込みを 行い、当教習所はこれを承諾します。

2 前項の定めにかかわらず、次に定める事由に該当するときは、各要件を満たすことを条件として契約が成立するものとします。

- (1) 受講条件のある講座にあつては、当該条件をみたしていること。
- (2) その他受講案内書等に定められた条件を充たすこと。

(拒否事由)

第2条 当教習所は、次に定める事由のいずれかが認められるときは、申込みをお断りする ことがあります。

- (1) 前条各号に掲げる要件を充たさず、或いは充たさないことが判明したとき。
- (2) 受講者が未成年で親の許可がない場合。
- (3) 受講者が希望する講座の定員に受入可能な余裕がない場合など、客観的に役務の 提供が不可能なとき。
- (4) 受講者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下 反社会的勢力という）であるとき、または反社会的勢力と関係性を有するとき。
- (5) 自ら又は第三者を利用して次に定める事項に該当する行為を行っているとき。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の 業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

- (6) 偽名または他人名義で受講申込みが行われたとき。
- (7) 受講者が泥酔等によりドローンの正常な操縦が期待出来ないと当教習所が判 断したとき。
- (8) 当スクール所定の期日までに、次条に記載された受講料・諸費用を支払わなかつ たとき。
- (9) 受講者に、ドローンに関する航空法、電波法、民法等の各種法令および公的機関 が定める各種安全ガイドラインの遵守を期待することができないと当教習所が判断したとき。
- (10) その他、本約款に違反したとき

(料金・諸費用)

第3条 受講者は、当教習所開講の1週間前までに申込金として5万円を当教習所の指定する口座へ支払うもの とします。

2 受講者は、開講の前日までに、当教習所が定める料金表に従った受講料を当教習所の指定する口座へ支払う ものとします。

3 前二項の申込金および受講料にかかる、消費税及び振込手数料等の支払に要する費用 は受講者の負担となります。

4 受講に伴い発生する諸費用（交通費・宿泊費用の実費）については、受講者の負担とな ります。

(休業日、受講時間)

第4条 当教習所の休業日及び受講時間については、当教習所が別に定めるところによります。なお、当教習所の都合により臨時に変更する場合があります。

(受講者の都合によるキャンセル)

第5条 受講者が申込み後に受講をキャンセルしたとしても、当教習所は受講者に申込金を返還しないものとします。

2 受講者が開講後に受講をキャンセルしたとしても、当教習所は受講料を一切返還しないものとします。但し、開講前のキャンセルにあつては、受講料を全額返還します。

3 開講後に、受講者が自身の都合により受講のキャンセルを申し出た場合、当スクールは、受講のキャンセルに係る代替措置を受講者が希望しない場合を除いて、当該措置について受講者と協議するものとしますが、当該措置の実施の有無及び内容に関する最終的な判断は当教習所が行うものとし、受講者はこれに従うものとします。

4 前項の協議の結果、当教習所にて前述の措置を実施しない判断をした場合であっても、当該受講のキャンセルは、依然として「開講後の受講者都合による受講のキャンセル」としてみなされるものとします。

5 本約款に定める受講料・諸費用の支払いに関する手数料並びに当教習所から受講者に対して返還する際の手数は、すべて受講者の負担となります。ただし、当教習所の責に帰すべき事由により、受講者が本カリキュラムを全く利用できない状態に陥った場合はこの限りではありません。

(当教習所による解除)

第6条 当教習所は開講後であっても、受講者に第2条各号のいずれかに該当する事由が認められ、改善を求めたにもかかわらず改善のない場合は、当該受講者に対して役務の提供を停止し、または契約を解除することができます。この場合、当該停止期間中の受講料または契約解除に伴う受講料の返還はおこなわないものとします。

(免責事項)

第7条 当教習所は受講者の以下の事項について、一切責任を負いません。

- (1) 携帯品の紛失、盗難、滅失または損傷等の事故
- (2) 駐車場での車両（自動車、バイク及び自転車等）の盗難または損傷等の事故。
- (3) 受講者の不注意によって生じた負傷および損害
- (4) 当教習所スタッフの指示及び本約款に従わなかった事によって生じた事故による負傷および損害
- (5) 戦争、暴動、自然災害、交通機関の遅延又は不通等の不可抗力により役務の提供、遅滞、変更、中断、その他授業に関連して発生した損害

(危険防止・事故防止)

第8条 当教習所では受講者が安全に練習して頂ける様に、受講者は必ず当教習所スタッフの指示に従って行動して頂くとともに、受講者に対し次に定める事項を禁止しています。

- (1) 指定練習場以外でのドローンのフライト
- (2) 立ち入り禁止区域への立ち入り
- (3) 無許可での写真撮影、録音等の行為
- (4) 指定場所以外での喫煙、歩きながらの喫煙

(強風、雷、異常気象時の注意事項)

第9条 強風、雷、異常気象等の際は、屋外でのフライトを中断する場合があります。

(施設に与えた損害)

第10条 受講者が、故意または過失によって当教習所の施設・設備に損害を与えたときは、受講者にその損害を賠償して頂きます。

(持ち込み品の禁止)

第11条 当教習所へは、次に定める物品の持ち込みをお断りします。

- (1) 悪臭または騒音を発生するもの
- (2) 銃砲刀剣類
- (3) 発火または爆発の恐れのあるもの
- (4) その他、他人に迷惑を及ぼす物品

(修了試験)

第12条 当教習所の講座を全て終えた受講者は、当教習所が定める修了試験を受験することができ、修了試験において当教習所が当該受講者の能力が修了条件を充たすと認めた場合、当教習所は当該受講者に対し代理で農林水産航空協会へ修了証明書を申請します。その後認定証の発行になります。

2 前項の修了試験の結果、受講者が不合格となった場合、不合格者が希望した場合、当教習所は、不合格者に対して補習を行うものとします。当該補習の内容は、当教習所と不合格者が協議のうえ、決定するものとし、当該補習に係る料金および諸費用は、第3条の料金および諸費用とは別途に当教習所から受講者へ請求されるものとします。

(個人情報取り扱いについて)

第13条 当教習所の運営に伴い知り得た受講者の個人情報に関しては、原則以下の目的にのみ利用します。

- (1) 受講者に対するサービスの案内、情報提供を行う為
- (2) 受講者より照会を受けた内容に回答する為
- (3) 農林水産航空協会へ申請を行う行為

2 本契約に際し当教習所が収集した個人情報に関しては、第三者への提供は行いません。

(協議事項)

第14条 本約款に定めのない事項または疑義のある事項については、双方協議のうえ決定します。

(管轄裁判所) 第15条 本約款に関する紛争の管轄裁判所は千葉地方裁判所とします。

(約款の変更) 第16条 本約款は事情により告知なしに変更されることがあります。